

令和6年度米国市場における訪日旅行プロモーション事業業務仕様書

1 概要

1. 1 委託事業名

- ・令和6年度米国市場における訪日旅行プロモーション事業委託業務（以下「委託業務」という。）

1. 2 事業目的

- ・日本政府観光局（JNTO）によると、令和6年3月から6月の訪日外客数は連続3,000,000人を超え、特に6月は3,135,600人となり、単月として過去最高を記録した。なお、富士箱根伊豆地域（以下「対象エリア」という。詳細は、別紙1「対象エリア」参照）の主要市場である、米国からの訪日外客数は同期間連続して200,000人を超え、6月には296,400人を記録している。
- ・本事業では、米国市場における高付加価値旅行者に訴求するため、対象エリアの主要市場である、米国市場からの更なる誘客に向け、米国西海岸で開催される旅行博へ出展し、来場する一般旅行者への効果的な露出や現地旅行会社へのセールスコール等を通して対象エリアの認知度の向上と誘客促進を図る。

1. 3 対象市場

- ・米国

1. 4 委託業務期間

- ・契約締結の日から令和7年3月14日まで

1. 5 委託業務内容

(1) 米国旅行博（Los Angeles Travel and Adventure Show 2025、以下「LATAS 2025」）への出展

- ・令和7年2月22日、23日に米国（Los Angeles Convention Center）で開催されるLATAS 2025へ出展し、出展に係る必要な契約、支払い、準備、調整、制作、施工、設営などを含む運営管理業務を行うこと。

ア 出展場所、出展形態、出展小間数などについて具体的に示すこと

イ ブースでのPRや商談について、最も効果的と思われる手法を記載すること

ウ ブース装飾やパネル&フレーム等のデザインについて提案すること

エ ブースにて必要となる備品（TVモニター、スタンド、PC、電源等）を手配すること

オ ブース内に配布資料や調達備品などを安全に保管するためのスペース等を確保すること

- カ ブース来訪者を拡大するための効果的なアトラクション等について考案すること
- キ 一般来場者向け、旅行会社等向けにアンケート2種を作成し、2日間で一般来場者向け100件以上、旅行会社向け20件以上を回収の上、業務報告書に集計結果を記載すること
- ク ブース対応ができるパイリンガルスタッフを2名以上配置すること
- ケ 出展ブースに配架するパンフレット、ノベルティ等の米国への輸送、現地での保管及び会場への搬入・設営、廃棄などを行うこと
 - *パンフレットの数量については10kg×10個×3梱包程度を想定すること
- コ 現地にて出展バッジを手配すること（富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会（以下「協議会」）より3名が現地へ渡航予定）
- サ 出展に必要な保険を掛けること
- シ 旅行博の主権者との連絡調整を行うこと
- ス 上記ア～エについては協議会と事前に調整、確認を行うこと

（2）テーマ性の高い旅行商品の造成と販売

- ・対象市場の高付加価値旅行者に向けて対象エリアの特徴を活かしたテーマ性の高い商品（例：自然、アドベンチャー、食、歴史、文化等）を企画造成の上、現地旅行会社等による販売を行う。
- ア 企画造成する商品のテーマや概要を5種以上考案し、作成すること
- イ 企画造成した商品を可視化させるための手法や内容、期待される相乗効果や成果などについて具体的に記載すること

（3）ランディングページの制作、掲載

- ・本事業専用のランディングページを制作し11月末までに稼働させる。
- ア ランディングページの概要、設置場所、運営方法等について具体的に提案すること
- イ ランディングページには（2）において企画造成する全ての商品を掲載し、それぞれの商品についても専用ページ等を作成し、掲載すること
- ウ ランディングページの効果的な活用・運用手法、掲載期間等について具体的に記載すること

（4）現地旅行会社等へのセールスコール

- ・米国現地の旅行会社に対し、対象エリアの観光情報やコンテンツを売り込むためのセールスコールを行う。
- ア セールスコールは本事業の実施期間を通して50社以上に対して行うこと
- イ 上記、旅行会社等50社以上については選定理由を含めて具体的に提案すること
- ウ セールスコールの実施計画について具体的な時期や手法などを提案すること
- エ セールスコールの実施内容については期間中、毎月報告を行うこととし、報告の手

法について記載すること

(5) その他自由提案

- ・上記(1)～(4)に資する相乗効果の高い取組み2種について提案を行うこと。
- ア 提案する取組みは実施内容やその結果が具体的に測れるものとする
- イ 提案は2種類とも本事業の実施期間内に終了すること
- ウ 実施時期、実施場所、実施回数、対象規模など具体的な内容について提案すること

(6) 航空券、宿泊ホテル等の手配

・本事業において協議会より、1.5(1)の期間中に3名の現地渡航を予定している。
下記の諸手配を受託者側にて行い、係る諸費用について本事業費に含めること。

ア 東京～ロサンゼルス間エコノミークラス往復航空券3名分

- ・利用する航空会社は問わないが、航空会社やフライトスケジュール等については協議会と事前に調整、確認を行うこと

イ ロサンゼルスにおける現地宿泊

- ・宿泊はシングル、3室、4泊朝食付とする
- ・利用するホテルは問わないが、治安・利便性・快適性を考慮した選定を行い、利用ホテル及び宿泊日程等については協議会と事前に調整、確認を行うこと
- ・米国現地における昼食及び夕食にかかる費用を含めること

ウ 現地コーディネーター

- ・協議会からの渡航者の日程に合わせてバイリンガルのコーディネーター1名を手配すること
- ・コーディネーターの行程及び業務内容については協議会と事前に調整、確認を行うこと

エ 借上げ車両

- ・協議会からの渡航者3名に加え、上記(3)現地コーディネーター1名が乗車出来、且つスーツケース等の大型荷物が収容できる車両を手配すること
- ・手配区間は原則として、空港到着～ホテルを1往復、ホテル～旅行博会場×3往復とするが、移動区間、行程などの詳細については協議会と事前に調整を行うこと

オ Wi-Fiルーター3台

- ・協議会からの渡航者が米国滞在中に現地で使用するためのWi-Fiルーターを用意すること

カ ESTA (Electronic System for Travel Authorization) 認証取得手続き3名分

キ 海外旅行保険手続き 3名分

- ・内容について事前に協議会と協議を行うこと

ク 日本出国前及び米国出国前に必要とされる各種手続きへの対応

1. 6 効果測定の設定

- ・上記(1)～(5)について、次のとおり、KPI(目標値、以下「KPI」とする。)を設定し、業務報告書により実績を報告すること

ア 旅行博出展ブースへの来訪者数：開催期間中を通して3,000人以上

- *測定方法について企画提案書へ記載すること

イ アンケート収集数：一般来場者：100件以上、旅行会社：20件以上

ウ 造成商品数：5種以上

エ 旅行会社等セールスコール件数：50件以上

オ その他自由提案：提案する2種について独自の数値設定を行うこと

1. 7 実施概況の報告

- ・上記1.5(1)～(5)については、協議会の求めに応じてオンラインミーティング等により実施概況の報告を行うこと。また、必要に応じてミーティング資料(打ち合わせ記録等)を作成すること。

1. 8 事業の進め方

- ・受託者は、事業の実施にあたって協議会と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、事業の進め方について調整等の必要性や疑義が生じた場合についても、その都度双方が十分に協議・検討を行った上で実施していくものとする。

2 成果物

2. 1 成果物(業務報告書)の提出

- ・受託者は、本業務完了後、次について作成の上、委託業務期間内に協議会あて提出すること。

(1) 業務完了届

(2) 事業概要

(3) 令和6年度米国市場における訪日旅行プロモーション事業委託業務報告書(A4縦、横書き)

- ・実施内容(現地の運営体制について具体的に記載すること)
- ・写真、画像
- ・KPI

- ・課題
 - ・提言
- 等について整理して報告すること
- (4) その他協議会が指定するもの

2. 2 納品方法

- (1) 紙媒体 (A 4、カラー版) 5部
(協議会(山梨県、静岡県、神奈川県)及び連携先(東京観光財団及び小田急電鉄(株))
各1部
- (2) 電子媒体 5部
(協議会(山梨県、静岡県、神奈川県)及び連携先(東京観光財団及び小田急電鉄(株))
各1部
- ・報告書等の電子データをCD-R又はDVD-Rに格納し、Microsoft Word 2013、Microsoft Excel 2013、Microsoft PowerPoint 2013の編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式の両方で保存すること
 - ・事業概要資料を、A4判カラー1枚で出力できるように編集すること

2. 3 納期

- ・令和7年3月14日

3 その他

3. 1 支払条件等

- ・海外で実施する業務について発生する諸税の支払い並びに為替の変動リスクは全て受託者側の責任及び負担とする。

3. 2 業務の実施に関する条件

- (1) 受託者が、委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、業務遂行上、必要と思われる業務については協議会と協議の上、契約業務の一部を委託することができる。その場合、受託者は協議会に事前に承諾を得た場合に限る。なお、再委託先が行う業務についての管理・監督責任は全て受託者が負うものとする。
- (2) 受託者は、委託業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務終了、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 受託者は、委託業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。委託業務終了、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により協議会に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。

- (5) 各種権利に関する確認や登録商標に関する確認（権利侵害の有無等）は、受託者が行うこと。
- (6) 成果物に係る一切の権利は、協議会に帰属するものとする。
- (7) 受託者は、協議会と十分に協議を行いながら全体の業務を進める。
- (8) 本仕様内容の遂行に必要な人員、機材等については、受託者が手配する。委託業務の実施にあたっては、県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整え、経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこととする。
- (9) 本仕様書に記載のない事項及び記載内容に変更や疑義が生じた場合は、必要に応じて協議会と受託者が協議の上、決定する。

対象エリア

県名	対象エリア
山梨県	甲府市、富士吉田市、山梨市、北杜市、笛吹市、甲州市、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
静岡県	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、御殿場市、富士市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、小山町
神奈川県	横浜市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、箱根町、湯河原町